

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立病院等看護師修学資金貸付条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 39 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	将来県立病院等に勤務する有能な看護師を育成するため、神奈川県立病院等看護師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	県内における有能な看護師の育成のための修学資金の貸付けについては、別に条例で定める神奈川県看護師等修学資金制度による対応が可能であり、県立病院等における人材確保に特化した修学資金を維持する必要性は低い。	・平成 22 年 4 月に県立 6 病院が一般独立行政法人に移行予定
	有効性  〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	平成 18 年度以降の貸付け実績はなく、県立病院等に勤務する有能な看護師の育成に関する有効性は低い。	
	効率性  〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	別に条例で定める神奈川県看護師等修学資金制度による対応が可能であり、効率性は低い。	
	基本方針適合性  〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	神奈川力構想・実施計画の戦略プロジェクトに位置付けられた「保健・医療・福祉人材の育成・確保」については、別に神奈川県看護師等修学資金制度により対応していることから、県立病院等における人材確保に特化した修学資金を維持することについては整理が必要である。	
	適法性  〔 憲法、法 令に抵触 しないか。 〕	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	廃止を検討する。	神奈川県看護師等修学資金制度による対応が可能である。	本条例を廃止する場合には、本条例に基づいて償還中の者に関する経過措置を講ずる必要がある。
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	〔有〕 無